

●香川県告示第63号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成23年2月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

| 指定番号 | 所在地 | 埋立地の区分 |
|---|---|-------------|
| 香産-58 | 綾歌郡綾川町山田下字鳶安543番11、548番6、548番7、562番6、562番7、562番8、562番16、585番7、593番3の一部、593番4の一部、593番5、593番6、597番8、597番9、601番1、606番12、608番1、608番3、608番5、647番1、647番7の一部、647番8、647番10の一部、647番11、647番12、647番13、647番16、650番1の一部、658番11、661番2の一部、661番3、672番2、677番2、684番6、684番9の一部、684番11の一部、685番1の一部、685番6、685番7、685番16の一部、685番17、687番1の一部、687番5の一部、693番1の一部、693番3の一部、703番4、704番2の一部、704番4、704番10、704番11、704番12、705番1、705番2、705番3、705番7、705番8、705番9、705番10、705番12の一部、705番13の一部、705番14、705番15、705番16、705番17、705番18、705番20の一部、705番21、706番1、706番6、706番7、713番1、714番の一部、715番1の一部、715番2の一部、715番3の一部、715番4の一部、718番1の一部、718番3、718番4、718番5、718番6、718番7、718番8、718番9、719番2の一部、719番4、乙721番1の一部、乙721番4、722番4、722番5、722番6 | 政令第13条の2第1号 |
| 備 考 1 所在地は、廃止確認日において有効な地番とする。 2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。 3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。 | | |